

富田林市地域防災計画

－南海トラフ地震防災対策推進計画－

令和7年度改訂

富田林市防災会議

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1	推進計画の目的	1
第 2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第 3	消防団の活動	1
第 4	推進計画に定めのない事項	1
第 2 章	重点施策	2
第 3 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	3
第 4 章	円滑な避難の確保及び迅速な救助	4
第 1	避難情報の発令基準	4
第 2	避難対策等	4
第 3	消防機関等の活動	6
第 4	ライフライン、放送関係	6
第 5	交 通	8
第 6	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	9
第 7	迅速な救助	10
第 5 章	関係者との連携協力の確保	11
第 1	資機材・人員等の配備手配	11
第 2	物資の備蓄・調達	11
第 3	帰宅困難者への対応	12
第 6 章	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	13
第 1	南海トラフ地震臨時情報	13
第 2	防災対応	14
第 7 章	防災訓練計画	22
第 8 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	23
第 1	職員に対する教育	23
第 2	市民等に対する教育	23
第 3	児童・生徒等に対する教育	24
第 4	防災上重要な施設における自主防災活動・防災教育	24
第 5	相談窓口の設置等	25
第 9 章	避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	26

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震からの円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市域に係る地震防災に関し、防災関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、市民、民間事業者、地域団体等が処理すべき事務又は業務は、「富田林市地域防災計画 I 総則 第1章 総則 第4節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第3 消防団の活動

消防団の活動等については、大阪南消防組合と密接な連携を図り、市災害対策本部の指揮の下、その活動を行う。

第4 推進計画に定めのない事項

この計画に定めのない事項については、「富田林市地域防災計画」の定めに基づき行う。

第2章 重点施策

本市の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策について、重点的に取り組む。

1 防災体制の充実

- (1) 防災体制の強化や災害時の行政機能維持に向け、公共施設の耐震化を推進する。
- (2) 国、大阪府、関係自治体、警察等との連携を密にしながら、災害発生時の応急・復旧体制の想定も含め、市の防災体制の強化を図る。
- (3) 市域・府域を越えた市町村との広域的な相互応援体制の充実、事業所や関係団体との災害時における食料・物品の供給に関する協定締結等、連携体制の強化を図る。
- (4) 同報系防災行政無線や電子メール等を通じ、市民に迅速かつ正確に情報伝達するしくみづくりを推進するとともに、災害発生時に被災状況等を迅速に把握できる情報収集体制を構築する。
- (5) ハザードマップや地域防災マップの活用促進等により、危険箇所の周知徹底に取り組む。
- (6) 地域防災計画や避難所運営マニュアルの周知と随時見直しに取り組むほか、食料品・生活必需品等の備蓄品の充実を図るとともに、女性や子ども、障がい児者、外国人などにも配慮した防災対策に努める。

2 災害に強い地域づくり

- (1) 自主防災組織の設置促進を図るとともに、地域の防災リーダーの養成や、避難行動要支援者への支援組織の設置促進など、地域防災力の向上を図る。
- (2) 市民が自らの身を守り、地域で助け合いができるよう、出前講座や防災訓練等の防災について学び、考える機会の充実を図る。
- (3) 民間住宅等の耐震化の促進と合わせ、避難所となる公共施設等、優先順位の高い施設から耐震化を進める。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、施設等の整備を、計画的に実施し、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、整備は、富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進」に基づく。

第4章 円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1 避難情報の発令基準

地域住民に対する避難情報の発令基準の考え方は、「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第4章 避難行動 第1節 避難誘導」のとおりである。

第2 避難対策等

1 指定避難所開設のための準備

市が、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第4章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営等」

2 指定避難所開設にかかる計画

市は、指定避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うよう、あらかじめ計画を作成しておく。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第4章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営等」

3 自主防災組織及び自衛消防組織が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難情報が発令されたときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、地域住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第7 人材の育成」

4 介護等を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

下記を参照のこと。

・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第10節 要配慮者の安全確保」

- (2) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

5 外国人、出張者等への対応

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。

その際には、消防団や自主防災組織等との連携に努めることや、避難誘導・支援等を行う者の安全確保を最優先とすること等に留意する。

下記を参照のこと。

・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第10節 要配慮者の安全確保 第5 外国人に対する支援体制整備」

6 指定避難所における救護上の留意事項

- (1) 市が、指定避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、下記のとおりである。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

- (2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 府に対し府及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

下記を参照のこと。

・「富田林市地域防災計画 III 災害応急対策 第4章 避難行動 第2節 指定避難所の開設・運営等」

7 避難等に関する意識啓発

市は、居住者等が災害時に的確な避難等を行うことができるよう、避難等に関する意識啓発のための対策を実施する。

下記を参照のこと。

・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第7 人材の育成」

・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第2章 地域防災力の向上 第1節 防災意識の高揚」

第3 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、災害からの円滑な避難の確保等のために、「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第3節 消火・救助・救急体制の整備」に基づき、必要な措置を講ずる。

第4 ライフライン、放送関係

1 上水道

大阪広域水道企業団は、地域住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強化 第6 ライフライン災害予防対策」
- ・「富田林市地域防災計画 III 災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画 III 災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

2 下水道

市は、府と連携して、地域住民等の円滑な避難を確保するため、下水管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強化 第6 ライフライン災害予防対策」
- ・「富田林市地域防災計画 III 災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画 III 災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

3 電 力

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社は、災害からの円滑な避難を確保するため、電力供給のための体制の確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強化第6 ライフライン災害予防対策」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

4 ガ ス

大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、災害からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強化第6 ライフライン災害予防対策」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

5 電 気 通 信

NTT西日本株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第3章 災害予防対策の推進 第1節 都市防災機能の強

化第6 ライフライン災害予防対策」

- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

6 放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者が行う措置は、次のとおりである。

- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第4節 災害広報」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第6章 二次災害防止、ライフライン確保 第3節 ライフライン・放送の確保」

第5 交通

1 道路

市、府、道路管理者及び大阪府警察（富田林警察署）は、災害対応を迅速かつ的確に実施するため、交通規制等の内容をあらかじめ計画し周知する。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第5節 緊急輸送体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動 3 交通施設管理者」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第5章 交通対策、緊急輸送活動 第1節 交通規制・緊急輸送活動」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第5章 交通対策、緊急輸送活動 第2節 交通の維持復旧」

2 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、災害対応を迅速かつ的確に実施するため、場合により運行を停止し、必要に応じて乗客の避難誘導を行う。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第5節 緊急輸送体制の整備」

- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動 第2節 警戒活動 第6 ライフライン・交通等警戒活動 3 交通施設管理者」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第5章 交通対策、緊急輸送活動 第2節 交通の維持復旧」

(2) 鉄道事業者は、列車の乗客及び駅舎に滞在する者を避難誘導計画等に基づき、避難誘導する。

第6 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び整備、備品等の転倒・落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 水、食料等の備蓄
- オ 消防用設備の点検・整備
- カ 非常用電源装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別途定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- (1) 自家発電設備、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (4) 災害時に緊急車両等及び本部職員が参集する際に使用可能な十分な駐車場の確保

また、指定避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

第 7 迅速な救助

- 1 市は、救助・救急隊の体制や消防団の所有分を含む車両・資機材の確保等に努める。
- 2 市は、府と協力して、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。
- 3 市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第5章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材・人員等の配備手配

1 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについては、以下のとおり。

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材等（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成する。下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第3節 消火・救助・救急体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第4節 災害時医療体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第7節 緊急物資確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第8節 ライフライン確保体制の整備」
- ・「富田林市地域防災計画 II災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第9節 交通確保体制の整備」

(2) 市は、府に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第7章 被災者の生活支援 第3節 災害救助法の適用」
- ・「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第7章 被災者の生活支援 第4節 緊急物資の供給」

2 応急対策の実施のために必要な他機関からの応援等に関する協定、制度その他手続上の措置については、「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 広域応援等の要請等」に基づき行う。また、締結している応援協定等は、「富田林市地域防災計画 資料編」に示すとおりである。

3 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備については、「富田林市地域防災計画 III災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 広域応援等の要請等」に基づき行う。

第2 物資の備蓄・調達

被害想定等により必要となる物資の備蓄及び調達については、「富田林市地域防災計画 II災害予防

対策 第1章 活動体制の整備 第7節 緊急物資確保体制の整備、Ⅲ災害応急対策 第7章 被災者の生活支援 第4節 緊急物資の供給」に基づき行う。

また、備蓄の際は、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策などの検討を進める。下記を参照のこと。
 - ・「富田林市地域防災計画 Ⅱ災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第11節 帰宅困難者支援体制の整備」

第6章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード6.8以上の地震が発生、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえて臨時情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合

- (1) 監視領域内（南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲）で、マグニチュード6.8以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生
- (2) 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- (3) その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※8.0以上の地震が発生したと評価した場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード※7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード※7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表

4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2、3のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2 防災対応

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

実際に臨時情報が発表された場合には、市民等が混乱しないよう、市をはじめ防災関係機関は適切な呼びかけを行う。特に市は府と連携して、土砂災害のおそれのある地域の住民等に対する丁寧な呼びかけを行う。

1 南海トラフ地震臨時情報の発表

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、危機管理室は、速やかに災害警戒本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行うった上で、社会経済活動を継続する。

- ① 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- ② 行政機関、関係機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生

から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され1週間経過した後の1週間、以下の措置等を行う。

- ① 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- ② 行政機関、関係機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報等の伝達

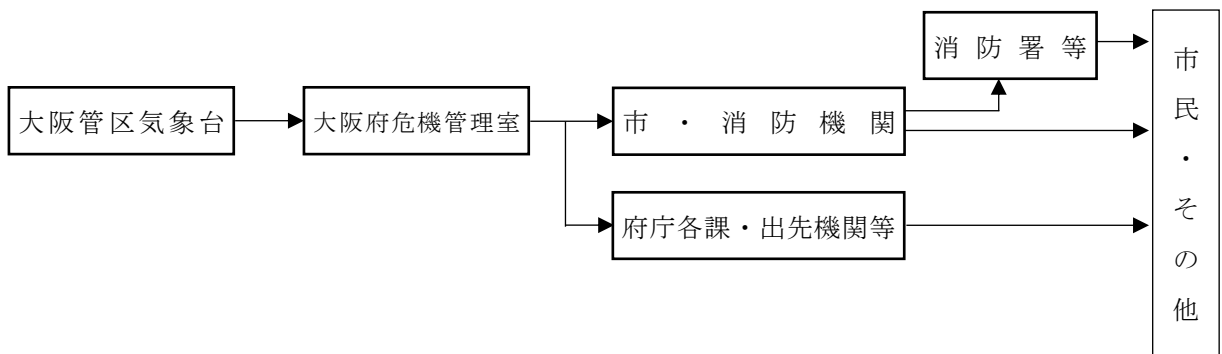
市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された際の情報収集・連絡体制の整備、市民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には必要に応じて当該施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

また、市民への広報においては、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮し、正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うとともに、多言語による広報にも配慮する。

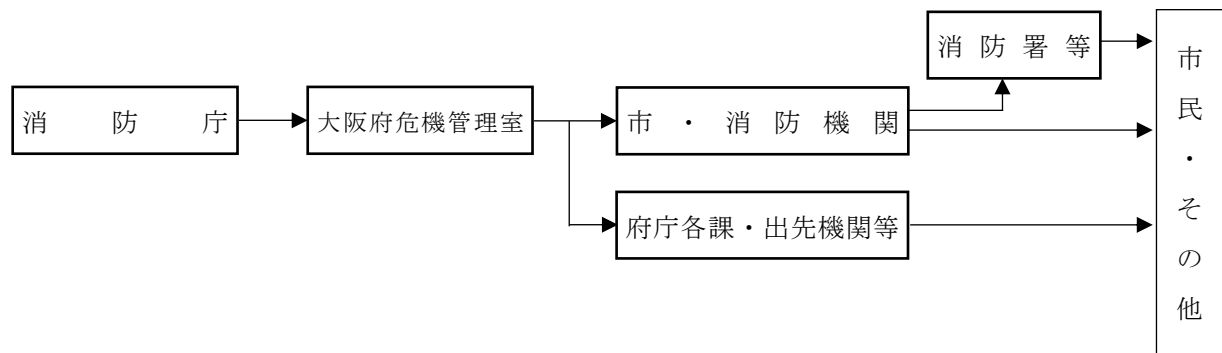
伝達手段については、市防災行政無線、メール、SNS等のほか、テレビやラジオ等を活用する。

(1) 伝達情報及び系統

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）



- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



(2) 伝達事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）の内容
- ② 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

3 呼びかけ例文

呼びかけについては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、速やかに発信を開始するものとし、以下に例文を示す。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

こちらは富田林市です。

〇〇〇〇（〇曜日）、〇〇時〇〇分に、〇〇〇〇で発生した地震に伴い、「南海トラフ地震臨時情報（巨〇地震注意）」が発表されました。

□規模地震が発□する可能性は平時に□べ**高**くなっています。

□規模地震はいつ発□してもおかしくありません。

あわてず落ちついた□動をお願いします。

※詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

〔必要に応じ、確認事項等について、市ウェブサイトへのリンクを設定〕

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp//soshiki/7/127264.html>

【頻度と手法】

①発表直後

- ・（巨大地震注意）の発表時に1回、防災アプリ・SNSで呼びかけ。
- ・あわせて、市ウェブサイトの「呼びかけ」ページの更新を行う。
※ただし、午後11時～翌日午前9時の間の場合、防災アプリ・SNSによる呼びかけは、翌日午前9時以降に行う。

②定期的な呼びかけ

- ・毎日1回以上、防災アプリ・SNSで呼びかけ。（午前10時頃）
※Facebook「やさしい富田林」も活用。
- ※確認事項等については、市ウェブサイトですべて詳しく記載する。
- ※市ウェブサイトにあらかじめ「呼びかけ」のページを作成しておく。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

こちらは富田林市です。

〇〇〇〇（〇曜日）、〇〇時〇〇分に、〇〇〇〇で発生した地震に伴い、「南海トラフ地震臨時情報（巨〇地震警戒）」が発表されました。

〇規模地震が発〇する可能性は平時に〇べ**非常に**〇くなっています。

〇〇地方では、（大津波警報・津波警報・津波注意報の発令や）被害も発生しています。

〇規模地震はいつ発〇してもおかしくありません。

あわてず落ちついた〇動をお願いします。

※詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

〔必要に応じ、確認事項等について、市ウェブサイトへのリンクを設定〕

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp//soshiki/7/127275.html>

【頻度と手法】

①発表直後

- ・（巨大地震警戒）の発表時に1回、防災行政無線・防災アプリ・SNS・公用車で呼びかけ。
- ・あわせて、市ウェブサイトの「呼びかけ」ページの更新を行う。

※ただし、午後11時～翌日午前9時の間の場合、防災行政無線・公用車による呼びかけは、翌日午前9時以降に行う。

②定期的な呼びかけ

- ・毎日2回以上、防災行政無線・防災アプリ・SNS・公用車・青パトで呼びかけ。
（午前10時頃と午後4時の2回）

※Facebook「やさしい富田林」も活用。

※確認事項等については、市ウェブサイトで詳しく記載する。

※市ウェブサイトにあらかじめ「呼びかけ」のページを作成しておく。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の発表時

こちらは富田林市です。

〇〇〇〇（〇曜日）、〇〇時〇〇分に、〇〇〇〇で発生したM〇の地震を受け、気象庁による調査が行われていましたが、調査の結果、南海トラフ地震が発〇する可能性が、平時と比べて高まったと考えられる現象ではないことから、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表されました。

ただし、地震発生の可能性がなくなったわけではなく、大規模な地震はいつ発生してもおかしくありません。

今後とも、日頃からの備え（家族との安否確認手段、家具の固定、備蓄や非常持出品等）を定期的に確認いただくとともに、地震が発生した場合に適切な行動がとれるよう避難経路・避難場所を確認するなど、地震の発生に備えた継続的な対応をお願いいたします

※詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

〔必要に応じ、確認事項等について、市ウェブサイトへのリンクを設定〕

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/7/127741.html>

【頻度と手法】

- ・（調査終了）の発表時に1回、防災アプリ・SNSで呼びかけ。
- ・あわせて、市ウェブサイトでも情報提供を行う。
※ただし、午後11時～翌日午前9時の場合は、翌日午前9時以降に呼びかけを行う。
※Facebook「やさしい富田林」も活用。
※市ウェブサイトにあらかじめ「呼びかけ」のページを作成しておく。

(4) 特別な注意・警戒期間の終了時

こちらは富田林市です。

○月○日（○曜日）に○○○○で発生した地震に伴い、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）」が発表され、政府から「特別な注意の呼びかけ」が行われていましたが、○月○日（○曜日）をもって終了となりました。

この間、市民の皆さまに、南海トラフ地震の発生を想定した備えについてお願いをしてみましたが、○週間にわたるご協力、誠にありがとうございました。

なお、呼びかけの期間が終了しましても、大規模な地震はいつ発生してもおかしくありません。

今後とも、日頃からの備え（家族との安否確認手段、家具の固定、備蓄や非常持出品等）を定期的を確認いただくとともに、地震が発生した場合に適切な行動がとれるよう避難経路・避難場所を確認するなど、地震の発生に備えた継続的な対応をお願いいたします

※詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください。

[必要に応じ、確認事項等について、市ウェブサイトへのリンク設定]

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp//soshiki/7/127276.html>

【頻度と手法】

- ・「特別な注意の呼びかけ」の終了発表時に1回、防災アプリ・SNSで呼びかけ。
- ・あわせて、市ウェブサイトでも情報提供を行う。

※Facebook「やさしい富田林」も活用。

※市ウェブサイトにあらかじめ「日頃からの備え」のページを作成しておく。

※特別な注意・警戒期間は、概ね1～2週間を想定。国・府の動向を踏まえて判断する。

4 南海トラフ臨時情報発表時の配備及び参集体制

本市の災害警戒本部の設置基準に満たない場合（震度3以下）であっても、警戒配備に準じた対応が必要であることから、下記の体制をとるものとし、参集対象者は速やかに参集する。

震度4以上の場合は、地域防災計画に基づく参集基準により参集する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時

【体制】地域防災計画に基づく、警戒準備体制

【参集対象者】

- ・危機管理監
- ・危機管理室（防災担当）

(2) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の発表時

【体制】地域防災計画に基づく、警戒準備体制

【参集対象者】

- ・危機管理監
- ・危機管理室（防災担当）
- ・都市魅力課（情報発信担当）

※ただし、都市魅力課については、（調査中）が、午後9時以降に発表された場合は、翌日の午前9時に参集する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時

【体制】地域防災計画に基づく、警戒活動体制

【参集対象者】

- ・危機管理監
- ・危機管理室（防災担当）
- ・都市魅力課（情報発信担当）

※ただし、都市魅力課については、（調査中）が、午後9時以降に発表された場合は、翌日の午前9時に参集する。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時

【体制】警戒配備体制

【参集対象者】

- ・警戒配備対象者

※ただし、発表の初動期は本部事務局及び総務情報部2名（情報発信担当）のみ参集とする。なお、その他の警戒配備対象者については、状況に応じ参集日時を連絡する。

第7章 防災訓練計画

1 市は、防災関係機関と連携して、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

3 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、具体的かつ実践的な訓練を行う。

(1) 要員参集訓練及び本部運営訓練

(2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

(4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

また、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう留意する。

実施する防災訓練の内容、方法等は下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第5 防災訓練の実施」

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

下記を参照のこと。

- ・「富田林市地域防災計画 II 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第7 人材の育成」

第1 職員に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した防災教育を行う。

なお、内容については、次の事項を含む。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 3 地震に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を、市の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努める。また、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、次のとおり教育・広報を実施する。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など、より具体的な手法により、

自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることにも留意する。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 3 地震に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 5 正確な情報入手の方法
- 6 防災関係機関等が講ずる災害応急対策等の内容
- 7 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- 8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 9 避難生活に関する知識
- 10 市民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止対策、ブロック塀等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 児童・生徒等に対する教育

市は、小学校等において地震に関するわかりやすい情報を提供するとともに、地震が発生した場合の実践的な教育を行う。

第4 防災上重要な施設における自主防災活動・防災教育

市は、防災上重要な施設における事業者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、災害時における防災行動力を養い、緊急時に有効に対応できる自主防災体制の確立をめざす。

第5 相談窓口の設置等

市は、府と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

また、市民が具体的に地震対策を講ずる上で必要とする知識等の提供にも配慮し、特に、観光客や外国人にも正しく理解してもらうことが重要であり、やさしい日本語や多言語での情報提供に努める。

第9章 避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

避難の対象地域ごとに実施すべき事業について、大阪府地震防災対策アクションプランとの整合を図り、避難行動要支援者支援の充実、社会福祉施設の避難体制の確保、自主防災組織の充実強化等の推進を図る。